

平成 24 年度 我が国の世界自然遺産を巡る動き

1. 世界遺産条約採択 40 周年

- ・平成 24(2012)年は、ユネスコ総会において「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」が採択されてから 40 周年に当たることから、世界各国において、これを記念する行事が開催された。
- ・環境省及び林野庁では、10 月に、鹿児島市において「世界遺産条約採択 40 周年記念シンポジウムー日本の世界自然遺産の未来ー」を開催するとともに、11 月に、京都市において、外務省及び文化庁との共催により、ユネスコの協力を得て、世界各国で開催された記念行事を締めくくる「世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合（京都会合）」を開催。
- ・京都会合では、世界 61 か国から約 600 名が参加して、「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」をテーマに幅広い議論が行われ、議論の総括として、持続可能な地球のために世界遺産が果たす役割や世界遺産の保全におけるコミュニティの役割の重要性に焦点を当てた「京都ビジョン」【添付資料 1】を発表。

2. 「新たな 世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」の開催

- ・環境省及び林野庁では、平成 15 年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」を開催し、「知床」「小笠原諸島」「奄美・琉球」の 3 地域を、世界自然遺産の候補地として選定。このうち、「知床」及び「小笠原諸島」が登録され、「奄美・琉球」については推薦に向けて取組中。また、同検討会では、将来新たな知見や情報が得られ、登録基準や完全性の条件への適合可能性が出てきた場合には、候補地としての検討を改めて行うべきとされており、平成 15 年の検討会から約 10 年が経過。
- ・このため、環境省及び林野庁では、我が国の世界自然遺産地域について、登録による保全管理上の成果と課題を整理し、今後の世界自然遺産地域の管理保全のあり方を検証するとともに、新たに登録を目指す地域を検討する際の考え方を整理することを目的として、学識経験者による「新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」【添付資料 2-1】を 8 月～1 月に開催。
- ・同懇談会では、既登録地域の保全管理の状況及び課題を踏まえて検討した「世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について 論点整理」【添付資料 2-2】がとりまとめられたところ。また、懇談会としての「まとめ」については、懇談会での委員意見を踏まえて、現在、事務局にて最終案のとりまとめ作業中。【添付資料 2-3（第 5 回懇談会で示した事務局案）】

3. 他の既登録地域の動き

①知床

- ・平成 24 年 6 月～7 月にロシアで開催された第 36 回世界遺産委員会において、平成 20(2008)年の第 32 回世界遺産委員会での決議に基づき、知床世界自然遺産の保全状況が審議された。これまで我が国が講じてきた取組が評価されるとともに、平成 27(2015)年の第 39 回世界遺産委員会で改めて審議するため、資産内のサケ科魚類の移動と産卵の改

善及び漁業者とトドとの摩擦への対応の進捗状況を含む資産の保全状況報告書を同年2月1日までに提出することが求められた。

②白神山地

- ・ 現行の白神山地世界遺産地域管理計画（平成7年11月策定）の策定から17年の間に、順応的な保全管理体制の構築や地域との密接な連携等の取組を進めてきていることから、白神山地世界遺産地域連絡会議では、こうした取組を踏まえるとともに、遺産地域が抱えるいくつかの課題への対応や新たな知見に基づいた保全管理を進めるため、新しい遺産地域管理計画の策定に向けて検討中。1月～2月にパブリックコメントを実施したところであり、現在、白神山地世界遺産地域連絡会議において、同遺産地域科学委員会の助言を得て、最終案のとりまとめ作業中。

③屋久島

- ・ 屋久島世界遺産地域連絡会議では、近年の登山者の増加やヤクシカの増加により生態系や自然景観に影響を及ぼす恐れがでてきたこと等から、現状に即した計画とするとともに、新たな知見を踏まえた遺産地域の管理を進めるため、同遺産地域科学委員会の助言を得て、新しい屋久島世界遺産地域管理計画の策定に向けた検討を行ってきた。同地域連絡会議で取りまとめられた最終案を踏まえ、環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県及び屋久島町では、平成24年10月に、新しい屋久島世界遺産地域管理計画を策定。

4. 「奄美・琉球」の我が国の世界遺産暫定一覧表への記載決定

- ・ 平成25年1月に開催された世界遺産条約関係省庁連絡会議において、「奄美・琉球」を我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定。
- ・ 環境省及び林野庁では、専門家、関係行政機関及び地域関係者等との連携・協働により、世界的に優れた自然環境の価値を保全するために必要な方策の検討、保全管理体制の整備及び保全の推進等の取組を進めるとともに、地域の理解・合意を得ながら、具体的な推薦地域を特定した上で、可能な限り早期に推薦書を提出し、世界遺産一覧表への記載を目指して取組を進める考え【添付資料3】。

京都ビジョン

序文

我々、世界遺産条約採択40周年記念最終会合の参加者は、この比類ない国際的保存条約がもたらした成果、現在の課題、そして将来における発展について考える会合の場を提供して頂いた日本の関係当局の厚意と知的な指導力に、感謝を表明したい。

我々はまた、世界遺産条約締約国会議及び世界遺産委員会により、この40周年のために採択された「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」が中心的テーマであることを改めて確認する。世界遺産と地域社会との関係は、条約の中心的位置を占めるとともに、人口増加と開発の圧力、グローバルな金融危機と気候変動により現在世界各地が直面している課題に取り組む基礎である。

我々は、この文脈から、国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書「我々の求める未来」（リオデジャネイロ、2012年6月）、第18回世界遺産条約締約国会議において採択された「世界遺産条約履行のためのビジョンと戦略的行動計画2012-2022」（ユネスコ、2011年）及び、条約40周年の枠組みの中で世界の全地域で開催された専門家会合や諮問会合における深い考察と成果を想起する。

世界遺産条約の40年の成果

我々は、締約国190か国を数える世界遺産条約が、顕著な普遍的価値を持つ文化及び自然遺産の保存を一つの条約をもって実現するという、遺産保護のための最も強力な手段の一つであることを認める。我々は、人類共通の、共有された遺産としての世界遺産の重要性と、その保護のための国際協力の促進を強調することを通じ、条約が、社会の結びつき、対話、寛容、文化的多様性と平和に明白に貢献していることを認める。

我々はまた、世界遺産条約が、時とともに、グローバルな遺産保護の標準を提供する規範として、その政策と実践の強化を通じて成し遂げた貢献を認める。特に世代間の平等において条約が果たす役割に関し、次の世代を担う青年の重要性、そして、地域社会と先住民を含む、遺産の保存に関わる地元、国家、世界の各地域における全ての関係者の重要性を認めるとともに、この機会に敬意を表する。

我々は、しかしながら、開発の圧力や紛争、人災及び自然災害、さらに、世界遺産一覧表が真に世界の遺産をバランスよく反映しているかといったもので、世界遺産条約が直面する多くの深刻な課題を懸念する。特に開発途上国における条約履行のための技術、人材、そして財源の決定的な不足を懸念する。

持続可能な地球と世界遺産の役割

我々は、地球の持続可能性を確保するために地球が直面している大きな課題を意識している。また、GDPを超えるより広い人類の進歩の姿を考慮しつつ、ポスト2015年開発目標の中に変革が反映されることの必要性を意識している。

我々は、人間を主役に据えた世界の文化及び自然遺産の保存は、持続可能な開発を追求し、また、社会とそれを取り巻く環境との調和した関係を確保するために重要な学習モデルを提供する機会であると確信している。遺産は、社会とその環境とのダイナミックで継続的な相互作用により生じるものであり、遺産というコンセプトは、持続可能な開発という論理の基礎を成す。遺産は、人々の生活の質を維持し、向上させる。これは、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標など、関連の国際的政策においても一層強調されており、その達成は、文化及び自然遺産の双方にとって有益である。

世界の文化及び自然遺産の多様性を認め、保存し、遺産の利用から得られる利益を公平に共有することは、人々の帰属意識や他者との相互尊重、集団全体としての目的意識を強め、ひいてはコミュニティに社会としての結びつきがもたらされる。

コミュニティの役割の重要性

我々は、世界遺産条約の履行において、5つの戦略的目標の5番目の「C」（2007年採択）及び戦略的行動計画2012-2022にもあるとおり、地域社会と先住民を含むコミュニティが重要な役割を果たしていることを何度でも強調する。

世界遺産条約は、その第4条において、文化及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び次世代への伝承を確保する締約国の責任を明記している。同時に、条約の目的の一つが、遺産に「社会（コミュニティ）生活における役割」を与える（第5条）ことであるならば、コミュニティの関心と要望は、遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならない。

文化及び生物多様性の尊重に基づくとともに、有形、無形の両面を統合し、さらに持続可能な開発に方向を定めた、人々と遺産との強化された関係を通じてのみ、「我々の求める未来」の達成が可能となる。

この強化された関係は、様々な分野からの幅広い参加を得た遺産の保存へのアプローチの上に成り立つべきものであり、社会的、経済的、環境的側面を統合し、特に弱者のグループに留意するとともに、全ての関連する国際的標準と義務を尊重したものであるべきである。世界遺産を管理していく上で、長期的な持続可能な開発との観点がなくは、世界遺産の顕著で普遍的な価値を守ることは結局は困難である。

この観点から、十分に保護された文化及び自然遺産から生じる利益は、持続可能な開発の促進のため、遺産管理主体と専門家との緊密な協力を通じ、コミュニティに公正に分配されなくてはならない。それと同時に、世界遺産に関連した文化的・社会的文脈が変化していくものであることにも留意する必要がある。この変化が、利害や関心を持つ新たなグループの出現につながっていくことになる。

この新しいアプローチと検討のためには、関係機関、政策決定者、遺産の実務関係者、コミュニティからネットワークに至るまで、あらゆるレベルの人材養成が必要である。特にコミュニティにおける人材養成は、遺産から生じる利益のコミュニティへの還元のために、認知向上のためのイニシアティブ、技術開発プログラム、ネットワーク構築を通じ、強化されなくてはならない。コミュニティは、また、災害や気候変動によるリスク低減をはじめとする遺産の管理と保存活動に、全面的に参画すべきである。

持続可能な観光の開発も、地域社会にとっての経済的利益及び経済力強化のよりどころの一つとして、さらに、観光客による文化的多様性の正しい理解のための一助との観点から注目されるべきである。

行動への呼びかけ

40年に亘り、世界遺産条約は、保存に関するグローバルな理想と倫理を体現してきた。全ての人類にとって重要な、卓越した遺産の保護の重要性を強調し続ける一方で、我々の社会の基礎を脅かす新たな課題から生まれる、より広い局面を含めるために全体論的アプローチが必要となっている。特別な遺跡を破壊や放置から救うことのみではなく、適切な保存と管理を通じて、戦略、さ

らには継続性という価値に基づく開発モデルを明示していくことが問われているのである。

このビジョンの実現に向け、参加者は、国際社会に対し、以下の点を呼びかける。

- 連帯と協力の精神に基づく、グローバルな規模での遺産の保存のための十分な財源の確保。
- あらゆるレベルでの人材養成を含む、世界遺産と持続可能な開発の支援に向けて、コミュニティに関する経験、グッド・プラクティスと知識を共有するために、革新的な対応策を開発すること。
- 世界の文化及び自然遺産への脅威に効果的に対応するための責任を分かち合い、その持続可能な開発と全体的利益のために貢献すること。
- ポスト2015年開発目標の議論において、世界遺産を考慮に入れること。その際に、環境、文化及び社会経済に関わるニーズを考慮した包括的アプローチのために、世界各地域及びグローバルなレベルの全ての関連した会合において、国際社会を関与させること。
- 遺産の保存が社会全体の持続可能な開発に資するよう、世界遺産に関わる全ての関係者の協力と連携を強化し、また、地域社会と先住民、専門家、青年が世界遺産への推薦段階から保存に参画できるようにすること。
- 無形文化遺産、文化的・創造的産業など、重要な役割を果たす世界遺産以外の領域を通じて、地域社会の持続性を確保すること。
- 世界遺産条約締約国会議において採択された「戦略的行動計画2012-2022」を優先的に実施すること。

京都、2012年11月8日

新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会について（趣旨）

1. 背景

- 平成15年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」を開催し、「知床」「小笠原諸島」「奄美・琉球諸島」の3地域を、世界自然遺産としての価値がある可能性が高い地域として整理し、「知床」(H17)及び「小笠原諸島」(H23)が登録され、「奄美・琉球諸島」について、推薦に向けた作業を進めている。
- 平成15年の検討会では、候補地に関する自然環境等の情報の不足も見られたことから、上記3地域の選出とともに、「将来新たな知見や情報が得られ、登録基準や完全性の条件への適合可能性が出てきた場合には、候補地としての検討を改めて行うべき」とされている。また、平成15年の検討会から来年で10年が経過する。

2. 懇談会開催の趣旨

- 世界自然遺産地域は、日本の生物多様性保全において一定の役割を果たしてきたと考えられるが、既に登録された世界自然遺産4地域における保全管理上の成果を改めて検証するとともに、課題についても整理し、今後の世界自然遺産地域に求められる保全管理のあり方を検討する。
- また、近年、ユネスコエコパークやジオパークの登録も進んでいることから、生物多様性保全の観点から、世界自然遺産とこれらの国際的な地域制度との目的や保全対象等の考え方の違い等を整理する。
- これらを踏まえて、新たに世界自然遺産登録を目指す地域を検討する場合の考え方(検討の方法(母集団の考え方、母集団から候補地を絞り込む際の方法)、留意すべき点等)を整理する。

3. 検討内容(現時点案)

主に下記を内容として5回程度開催する。

必要に応じて、既登録地域の地方自治体、科学委員会委員等をゲストスピーカーとして招聘する。

想定する議題

- 第1回 ・世界自然遺産地域の保全管理の状況に関するレビュー
(知床、小笠原諸島)
- 第2回 ・世界自然遺産地域の保全管理の状況に関するレビュー
(白神山地、屋久島)
- 第3回 ・今後の世界自然遺産地域に求められる保全管理について
- 第4回 ・世界自然遺産登録に係る国際的な動向等について
・世界自然遺産と関連する国際的な地域制度との違い等の整理(目的・
保全対象等)
- 第5回 ・新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について

世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について

論点整理

(知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえた検討)

「新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」では、これまでに「知床」「白神山地」「小笠原諸島」「屋久島」の4ヶ所の世界自然遺産地域について、世界遺産登録に伴う保全管理上の成果や課題に関するレビューを行った。これを踏まえ、世界自然遺産地域の保全管理という視点からの成果と世界自然遺産地域に今後求められる保全管理のあり方に関する主な論点を、以下の通りとりまとめる。

これらについては、4ヶ所の世界自然遺産地域における今後の保全管理の充実に反映していくことや、世界遺産登録に向けた動きが本格化しつつある「奄美・琉球諸島」において、今後の取組に活かしていくことが重要である。

なお、世界自然遺産地域の健全な保全管理を目指して整理したこれらの論点に加え、世界遺産の意味について、国際協力を通じて遺産を保護するという世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）の目的を踏まえ、また、ユネスコの理念を想起し、これからの日本における世界自然遺産のあり方を検討することが重要である。また、世界自然遺産の適切な管理を通して、愛知目標11に掲げる、生物多様性と生態系サービスにとって特別に重要な地域の保全管理に貢献することも期待される。

1. 保全管理上の成果について

- ・遺産登録を契機に、行政や民間の垣根を超えて関係者が連携・協働し、遺産地域管理計画やモニタリング計画の策定・実行、シカの個体数管理や外来種対策等の先進的な技術の導入と集中的な実施、気候変動による影響の把握の取組など、国際レベルでの理想的な自然環境の保全管理に向けた追求が行われている。

また、世界自然遺産地域の自然環境の保全には、地域社会を含む多様な主体と深く関係する課題も多く、適正利用・エコツアーリズムの取組、生態系の保全と自然資源の持続的な利用の両立、地域の事業者等と連携した取組など単独の機関だけでは解決が困難な幅広い課題について、地域の多様な関係機関の連携・協働の下、専門家からの科学的な助言を得て、包括的に取組が進められている。

地域社会の積極的な関与を前提としたこのような保全管理は、行政機関や民間の関係者からなる「世界遺産地域連絡会議」及び同連絡会議の下の各種ワーキンググループ、並びにこれらに対して科学的な見地から助言を行う「世界遺産地域科学委員会」及び同科学委員会の下の各種ワーキンググループの枠組みの下で実現されている。

- ・世界自然遺産地域では、行政機関や民間関係者の連携・協働による保全管理の取組が進展してきた結果、希少種の生育・生息状況の改善、自然景観や生態系の回復など自然環境や生物多様性の保全上の効果も確認されている。特に小笠原諸島では、主として外来種対策を実施した場所において、一部生態系の回復が確認され、世界遺産登録に向けた取組がなければ数年で失われていたとも考えられる脆弱な生態系を保全することができるなど、顕著な成果も確認されている。
- ・世界自然遺産地域における保全管理の取組は、他の世界自然遺産地域においてグッドプラクティスとして共有されることで相互に活かされるものであり、また、自然環境の保全管理に関する有効な事例として、世界自然遺産地域以外においても参考となるものである。

2. 今後求められる保全管理について

(1) 保全管理の実施に当たっての基本的考え方

- ・世界自然遺産の顕著で普遍的な価値を維持するための保全管理は、保護担保措置である国の保護区としての国による管理に加えて、地元自治体並びに地域の関係者、専門家等が連携・協働する体制のもとで実現できている。

今後とも、地域の多様な主体が世界自然遺産地域の将来像を共有し、連携・協働をしつつそれぞれの役割を積極的に担うことが、適切かつ効果的な世界自然遺産地域の保全管理を進める上で重要である。

- ・世界遺産の目的は、登録することにあるのではなく、世界遺産条約の締約国の責務としてその地域を人類全体の遺産として将来にわたって保全管理していくことである。従って、関係行政機関や地域の関係者、専門家等は登録を目指して保全管理を進めることはもとより、登録を契機として、世界遺産登録に向けてそれまで取り組んできた課題や、遺産登録後の環境変化により生じた新たな課題への対応について、連携・協働し、より一層の取組強化を図るべきである。
- ・これらの課題への対応に当たっては、最新の自然科学及び社会科学的知見に基づいて保全管理の方針を見直す、順応的な管理手法を採用することが重要である。

(2)保全管理に関する個別事項

①保全管理体制

○地域連絡会議に期待される役割

- ・世界自然遺産地域の保全管理を進める上では、利用調整や資源管理、伝統文化継承との関わり合い等、地域の社会経済に深く関わる課題に直面することも多い。こうした場合には、課題の解決に向けて、地域の多様な主体が参画して合意形成を図るとともに、地域の関係者の知恵や知見を活用した管理を実現していくことが重要である。この際、地域の様々な関係者により構成される地域連絡会議が果たすべき役割は大きい。
- ・また、地域連絡会議を構成する行政機関・団体等は、この合意形成の結果導き出された課題への対応策や保全管理及び利用の方針、保護担保措置である保護区内の制限の必要性や内容について、地域住民や利用者には、正確かつわかりやすく説明する必要がある。

○管理内容及び役割分担の明確化

- ・各自然遺産地域において策定されている管理計画を適切に実施していくためには、管理内容と役割分担を明確にすることが有効である。例えば、小笠原諸島では、管理計画の下位計画となる「小笠原諸島生態系保全アクションプラン」において実施すべき管理内容と役割分担を具体的に整理し、これを踏まえて関係機関が連携し対策を進めている。このような取組は他の遺産地域においても参考となるものである。

○科学委員会に期待される役割

- ・国、地方自治体及び地元民間団体等の地域の管理主体が、科学的知見に基づいた順応的な保全管理を推進する上で、助言機関としての科学委員会に求められる役割は大きい。科学委員会は、遺産地域について、助言を求められた課題へ対応することに加え、最新の知見を有し、最も危機意識を持って問題を察知し、管理主体が最善の方策を導き出すことができるよう科学的知見に基づく豊富な方策の選択肢や将来予測を提示することが重要である。また、情報発信の面においても、科学委員会の委員による積極的な論文発表などを通じて、世界自然遺産地域で行われている有効な保全管理のあり方について国内外に発信し、世界における保全活動の発展に貢献することが期待される。加えて、各地域の科学委員会間で情報を共有し、各地域の保全管理をブラッシュアップすることが求められる。
- ・世界自然遺産地域の保全管理は、自然科学的側面のみならず、地域の社会・経済的側面も含めて検討していくことも重要である。そのためには、現在科学委員会に参加している動物・植物分類学や生態学、地理学等の自然科学分野の専門家に加えて、観光学や地域マネジメント学等の社会科学分野の専門家の参画を増やしていくことが望まれる。
- ・世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値や、科学委員会の意見を踏まえて行われる順応的管理等の取組及び保全管理や利用の方針について地域住民や利用者にわかりやすく説明する上で、知床財団のように管理に継続的に関与す

る実務者のいる地元民間団体や地域に根ざした研究者による管理者と地域住民や利用者との間の橋渡しも有効である。

②自然環境保全に関する事項

○モニタリング

- ・世界自然遺産地域の自然環境の状況を定期的に把握し、順応的に管理するためのモニタリング体制の構築が必要である。その際、多様な主体が参画し、適切な役割分担が示されたモニタリング計画を策定すること、各分野の専門家や地域密着型の有識者、地域住民等が連携してモニタリングに取り組むこと、モニタリング結果等に関する情報を共有し、公開する仕組みを作ることが効果的である。
- ・モニタリングの実施に当たっては、自然環境の状態や気候変動が遺産価値に及ぼす影響、来訪者による遺産地域の利用状況等、管理に必要となる多様な視点を取り入れるとともに、保全管理の実施状況についても把握することが重要である。

○世界自然遺産地域周辺も含めた広範囲の保全についての検討

- ・クマやイヌワシ、ニホンジカなど広範囲に移動する動物の保全管理のためには、知床で実施されている遺産地域の隣接地域まで含めたエゾシカの個体群管理や、東京港からの航路上も含めた広範囲な管理計画を適用している小笠原諸島の外来種対策のように、遺産地域だけでなく、緩衝地帯的な役割が期待されるその周辺地域を含めた保全管理方法を検討する必要がある。

③地域経済への影響に関する事項

○観光

- ・世界遺産登録に対しては、地域社会が観光客増加による地域経済への効果を期待する側面がある。

これまでの日本国内での事例では、世界自然遺産地域を訪れる観光客数は、世界遺産登録前後に増加した後、数年で減少に転じる傾向が見られる。一方

で、国内外からの体験型観光の利用客の増加や体験型観光への期待も高まるため、観光客のタイプやニーズの変化に応える地域側の体制づくりが重要である。

特に観光客に直接接するガイドやインタープリターは、観光客と世界自然遺産との「コミュニケーション」を司る非常に重要な役割を担っており、その質の充実によって、観光客が世界自然遺産の価値をより高度に享受することが出来る。このため、ガイドやインタープリターを、単に観光関係者と位置づけるのではなく、世界自然遺産地域の資源管理という社会的な役割を担う基盤的存在の一つと位置づけて、それらの充実を図る体制を構築する必要がある。

なお、受入体制の構築や観光客の増加による自然環境への影響の軽減策の検討は、世界遺産登録前から行うことが有効である。

○ 資源利用との関係

- ・我が国の世界自然遺産及びその周辺においては、漁業者の自主的管理に基づく持続的な漁業を遺産地域の管理として位置付けている知床の取組例のように、自然資源を利用する農林水産業者など産業従事者等と連携・協力し、持続的な資源利用と遺産地域の生態系保全とが相利的に実現される形を作り出すことも、適切な管理を進める上で重要である。

○ ブランドマネジメント

- ・世界自然遺産地域は、世界的に顕著で普遍的な価値を持つと国際的に信用と信頼を受けた地域である。そのため、地域において世界遺産というブランド価値を維持し、より一層高め、維持するための積極的な管理を行う「ブランドマネジメント」が重要である。とりわけ、顕著で普遍的な価値について来訪者に正しく理解してもらうための環境教育や情報提供、来訪者へのガイドの実施などについて、常に内容の充実を図りながら推進していく必要がある。こうした取組により長期間にわたって世界遺産の価値を維持することができ、

持続的な観光利用の維持にも繋がるものである。また、地域外から社会的な信頼を得ることは、地域の誇りの醸成にもつながっていく。

④遺産登録による負のインパクトへの対応

○オーバーユース対策・観光客とのコミュニケーションの強化

- ・世界自然遺産地域の利用は、世界的に顕著で普遍的価値が保たれることが大前提であり、社会的要請でもある。観光客に対して、世界遺産への負のインパクトを最小限として、世界遺産の価値を維持するための仕組みの下でその価値を享受し、深く理解しながら観光することを求めることは、世界遺産を訪れたという観光客の満足感を高め、自然環境を大切にしなければならないという気持ちとともに再び世界遺産を訪れたい気持ちを観光客に呼び起こすことにつながると考えられる。また、良質な自然体験を最大限に実現するためには、入域に当たってのルール作りなど世界自然遺産地域の無秩序な利用を防ぐ管理が必要である。

こうした管理は、法的規制だけで実現できるものではなく、地域内外の多様な関係者が参画した場で、専門家の科学的助言を得ながら議論して、自主ルールなどを含めた効果的な対応方針を検討し、また柔軟に見直すことが求められる。この際、これらが世界自然遺産の価値の維持だけでなく地域の長期的な利益に繋がることを地域住民も含め共通の認識としておく必要がある。

- ・これまでの経験から、遺産登録前後では、オーバーユースによる自然環境に対する負のインパクトへの対応が課題となる。このため、遺産登録前から、周辺地域の観光資源を活用した利用の分散化、木道等の遺産を保護するための施設整備、日々の現場管理における対応など、負のインパクトに対する対策に取り組む必要がある。

その際、施設整備に偏重すると観光客の増加を助長しオーバーユース問題を深刻化させるおそれもあることから、科学的知見に基づき、施設整備と利用の制御のバランスに留意して対応する必要がある。また、施設整備の偏重は自然性を低下させるおそれもあることから、例えば登山道における木道の

整備に当たっては、予め登山道の侵食に係る基礎的な調査を行うなど、整備の必要性や妥当性を十分検討すべきである。

- ・こうしたインパクトの効果的な制御を観光客の来訪前の準備段階から開始できるように、ソーシャルメディアなどを経由した観光客とのコミュニケーションの仕組みも検討する価値がある。
- ・関係行政機関、地域の関係者、専門家等の連携・協働の取組の下において、世界自然遺産地域の価値を維持しながら地域の観光振興を実現することは可能である。その際、観光振興や地域振興が地域の長期的利益につながるだけでなく、それらが基盤となる資源である世界自然遺産地域の貴重な自然環境に依拠していることを十分認識する必要がある。そうした認識を定着させるためには、観光振興や地域振興から得られる多様な利益が、観光事業者等による自然環境保全活動やこれに係る人材育成等に還元される仕組みを作ることが有効である。また、地域の関係者が対等に参画し協働が実現している、「知床の適正利用・エコツーリズム検討会議」のような仕組・体制づくりも、認識の定着に効果があると考えられる。これらの取組については、登録を目指す段階から検討を開始すべきである。

新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会 まとめ（案）

1. 世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について（知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえて）

・世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を維持するための保全管理は、保護担保措置である国の保護区としての国による管理に加えて、地元自治体並びに地域の関係者等が連携・協働する体制のもとで、専門家からの科学的な助言を得て実現されており、自然環境や生物多様性の保全上の効果も確認されている。

・世界自然遺産への登録の準備過程で保全管理が進められ、また、登録を契機として、世界遺産登録に向けてそれまで取り組んできた課題や、遺産登録後の環境変化により生じた新たな課題に対して、より一層の取組強化が図られている。

・世界自然遺産地域において進められているこれらの保全管理の取組は、自然環境の保全管理に関する効果的な事例として他の地域において参考となる。

・世界自然遺産地域や同候補地の自然環境を適切に保全し、かつ持続的な地域社会の発展を実現するためには、国、地元自治体及び地域関係者が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的にその役割を担うことが重要である。

・我が国の世界自然遺産地域及び同候補地においては、今般の懇談会においてとりまとめた「世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について 論点整理（知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえた検討）」を踏まえて、適切な保全管理の更なる充実に努められることを期待する。

2. 新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について

(1) 基本的な方針

・上記1. の通り、世界自然遺産登録前後の取組を通して、生物多様性保全上重要な地域の保安全管理が進捗している状況を踏まえると、今後、世界自然遺産の登録基準を満たすと考えられる重要な自然地域が新たに認められた場合には、当該地域の世界自然遺産登録を目指した取組を進めることは、重要な自然環境を後世に伝えていくうえで有効な手段と考えられる。

・今後も、新たに世界自然遺産の登録基準を満たす重要な自然地域の有無を把握するためには、知見や情報の収集・分析・検討は継続することが適当である。この場合、平成15年世界自然遺産候補地に関する検討会における検討の過程で収集した知見や情報を有効に活用すべきである。なお同検討会では、学術的な知見や情報の不足が指摘されていたことを踏まえ、今後、それらの充実が欠かせない。

・一方で現在、世界自然遺産には188件、世界遺産全体では962件の資産が登録されている中で、世界遺産への新規の登録を増やすことより、既存遺産地域の管理を充実すべきとの指摘も出ているところである。新たな世界自然遺産候補地を検討する際には、こうした国際的な動向を踏まえて慎重に検討することも必要である。

(2) 新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方

・平成15年の世界自然遺産候補地検討会においては、我が国における自然環境の観点から価値の高い地域をできる限り広く検討対象とした上で、世界遺産条約上の世界自然遺産の登録基準への適合性を詳細に検討するため、面積要件や人為的改変度等をもとに、19の詳細検討対象地域を抽出して詳細な検討を行った結果、その時点で登録基準を満たす可能性が高い地域として最終的に3地域（知床（平成17年登録）、小笠原諸島（平成23年登録）及び琉球諸島）を候補

地とした。

今後、知見や情報の更なる収集・分析・検討を継続するにあたっては、この詳細検討対象地域 19 地域から既に候補地として選定された 3 地域を除く 16 地域を中心に作業を進めることが妥当である。

・一方、世界自然遺産に加えて、世界各地の自然を、それらが存立する地域社会の取組とともに保全するための他の国際的な取組としてユネスコエコパークや世界ジオパーク等が推進されている。世界自然遺産が世界で唯一の価値を有する自然を保護・保存する地域であることに對し、ユネスコエコパークは生物多様性の保全と持続可能な発展との調和を図る地域であり、世界ジオパークは国際的な重要性をもつ地形・地質学的な遺産を地域社会の持続可能な発展に活用している地域とされており、それぞれ異なる目的や基準を有する。

また、世界自然遺産を含む国際的な取組は、国立公園や保護林等の国内の制度による保護地域によって支えられている。

それぞれの地域の自然度や目指すべき保全管理・利用のあり方に応じて、それぞれの地域にふさわしい国際的な取組を活用するとともに、国際的な取組と国内の保護地域とを連携させ、これらの取組が国全体として有機的・体系的なものとなるようにすることで重要な自然環境の保全の進展が期待されることにも十分配慮すべきである。

平成25年1月31日

環境省・林野庁プレスリリース添付資料

「奄美・琉球」の世界遺産暫定一覧表への記載について

環境省・林野庁

1. 経緯

- 環境省と林野庁が、平成15年に、学識経験者からなる「世界自然遺産候補地に関する検討会」を共同で設置し、自然遺産の新たな推薦候補地を学術的見地から検討。
- 選定した候補地のうち、「知床」は平成17年に、「小笠原諸島」は平成23年に自然遺産として登録。
- 現在、我が国5番目の自然遺産として、残る候補地である当該地域を推薦すべく、準備を進めている。

2. 世界遺産暫定一覧表記載のための提出文書概要

名称：奄美・琉球

世界遺産の評価基準：

当該資産は、世界遺産の評価基準のうち、(ix)生態系及び(x)生物多様性を満たすものとする。

(ix) 生態系

この地域だけに残された遺存固有種が分布しており、また、島々が分離・結合を繰り返す過程で多くの進化系統に種分化が生じている。

(x) 生物多様性

IUCN レッドリストに掲載されている多くの国際的希少種や固有種の生息・生育地であり、世界的な生物多様性保全の上で重要な地域である。

3. 世界遺産一覧表への記載に向けた今後の取組・手続

- 科学的・専門的な観点から専門家、関係行政機関、地域関係者等との検討及び調整により推薦区域を絞り込む。

- 推薦書の提出、世界遺産一覧表への記載に向け、専門家、関係行政機関、地域関係者等との連携・協働により、世界的に優れた自然環境の価値を保全するために必要な方策の検討、保全管理体制の整備（国立公園等の保護地域の指定あるいは拡張や国有林野における森林生態系保護地域等の保全管理の充実）及び保全の推進（外来種問題への対応、希少種保護）等の取組を進める。

- 世界遺産一覧表への記載には、今後、以下の手続が必要であり、地域の理解・合意を得ながら進める。
 - ・ユネスコ世界遺産センターへの推薦書の提出。
 - ・世界遺産委員会の諮問機関*による現地調査、評価。 *国際自然保護連合（IUCN）
 - ・世界遺産委員会における審議による世界遺産一覧表への記載の可否の決定。